

## 子どもが両親と自由に会える社会。 「単独親権」から「共同親権」へ

——棚瀬一代さんに聞く



Photo: 中西真誠

子の心、親知らず。  
自分の気持ちを埋葬する  
子どもたち

忘れずにいるおとなは、いくらも  
いない。)

離婚家庭の子どもたちに出会  
い、ぱつり、ぱつりと語られる言葉

を聞いた時、棚瀬さんが感じたの  
も同じことだった。離婚を経験し  
た親の言うことと、子どもの言う  
ことが「まるで180度違った」

サントリーテグジュベリが書いた『星  
の王子さま』という本に、こんな  
一節が出てくる。  
「おとなは、だれも、はじめは子  
どもだった。(しかし、そのことを

心理臨床家として離婚後の子どもたちの声を聞き続けてきた、  
棚瀬一代さん(神戸親和女子大学教授)。  
日本の単独親権制度は「100年以上遅れている」と指摘し、  
子どもが両親と自由に会える社会、「共同親権」の可能性について語る。

「たとえば『夫との結婚生活は何  
もいい思い出がなかった』と母親  
が語る時、その子どもは『お母さ  
んに言ったことは一切ないけれど、  
自分にはよい思い出しかなかつた』  
と語るんです。そこで『どうして  
お母さんにそのことを言えないん  
だろ?』と聞くと、『……やっぱ  
りそれは言えないよ』って答える  
んです」

棚瀬さんはそのたびに、子ども  
の顔を見つめながらこんなふうに  
考へる。

「子どもっていうのは、親のことを  
すごく思っていますし、親が望ん  
でいることを言えば自分の存在  
が脅かされるかもしれない弱い立  
場にあります。だからこそ、なか  
なか本音を語れないんですね。よ  
く『親の心、子知らず』といいます  
けど、私は逆の印象のほうが強い  
んです。むしろ『子の心、親知らず』  
なんじやないかって」

現在の日本では、夫婦の3組に  
1組が離婚に至っている。その数、  
年間およそ25万件。過半数には  
未成年の子どもたちがかかわる中、  
日本の離婚制度では、多くの子ど  
もたちが片親との生き別れを経  
験してきた。

「そういう子どもたちの生の声つ  
て、何年経っても非常に強烈なものとして残るんですね。たとえば、  
あるお子さんには小さい頃の記憶  
が残っていて、父親に肩車をして  
もらいながら涼しい風がさわつと

特集

吹いてきた、そういうのどかな光景が今も残っていると言ふんです。

そして『会えなくなつた父親に会いたいって気持ちがガアーツて出てくるけれど、そういう思いが出てくるとあまりにつらいから、ぐーると埋葬しておくんだ』って言ふんです。『それで時々、自分が耐えられる程度に思い出すんだ』と

「あるいは、もう何年も会っていない父親を一目見ようとして、今も家の前に1時間ぐらい車を停めながら、じーっと待つてある大学生がいました。『遠くからでも父親の姿が見れないかな』って。私はそういう子どもたちの状況を、何か代弁したいと思つたんです。そして『離婚の問題を子どもの視

点から考えてみませんか?』と語り始めたんですね」

### 「20歳になつたら、母親を捨てる」。 片親疎外は心理的な子どもの虐待

夫婦が離婚を選択する。そこには「今のパートナーと結婚生活を続ける自信がない」「一緒に暮らせない」、そんなため息と葛藤がない渦巻いている。しかし、同時にそれは「新しい生活をスタートさせたい」「もっと幸せな家庭をつくりたい」、そんな前向きな思いから生まれる決断でもあるだろう。だからこそ「離婚自体は、けして悪い選択肢ではないと思うんです」と棚瀬さんも語る。

しかし問題は、夫婦の別れである離婚が「親子の別れ」にながつてしまうことだ。

その大きな原因が、離婚後に一方の親だけを無理やり親とする「単独親権制度」、そして親権者が子どもを一人で抱え込んでしまう「片親疎外」の問題だ。

たとえば、あなたが今、離婚を考えている当事者だったとしてみよう。離婚に至つた原因は、相手の浮気や、何か腹立たしい理由

が成立し、あなたが親権者になつたところで、相手に対する憎しみはなかなか消え去らないだろう。

そんな時、もし相手から「子どもに会いたい」と言われて、あなたは「ええ、どうぞ」と素直に応えらるだろか。むしろ「会わせてたまるか!」という気持ちが勝つてはしまわないだろうか。

日本の現状では、もし親権者のあなたが首を振らなければ、もう一方の親と子どもの面会はなかなか実現されない。たとえ虐待の危険性がなかつたとしてもだ。つまり、子どもの気持ちや相手の思いさえ無視すれば、いくらでも片親を疎外できてしまう。

「しかし、それはあくまで親の意思であつて、子どもの気持ちとは関係がありません。そうして両親の間に板ばさみになることが、離婚という事実それ以上に子どもを苦しめることになるわけです」

棚瀬さんは、強固に片親を遠ざける行為は「心理的な虐待にもあたる」と言い切る。

### 養育計画は離婚の条件。 子どもの利益優先させる アメリカ・韓国

は虐待以外の何ものでもあだつたとする。しばらくして離婚が成立し、あなたが親権者になつた子どもへの影響は、10年後、20年後になつて現れることがある。

「子どもが物心ついて、自分がどういうことをされたのかを理解した時、母親に対する愛着を失つてしまう場合があるんですね。この前は「20歳になるのを指折り数えて待つてゐるんだ」と言うお子さんがいました。「20歳になつたら家を出て、父親と失つた絆を築き直す。お母さんは捨てるんだ」つて。ですので、短期的な視点で片親を遠ざけることができたとしても、長期的に見れば、子どもから見離されてしまうことも起きてしまいます。それは親にとても不幸なことですし、そのあたりをみなさん、本当にわかつてほしいと思うんですよね」

「実は、日本と同じように単独親権制度をとつていていたアメリカでも、すでに1980年までの100年間、片親には隔週末の面会交流権が与えられていたんですね。それは法律で守られた権利であり、きちんと強制力を伴うものでした。そうすると『子どもが両親に会えるのはルールなんだから』と、9割ぐらいの人人が裁判所がかかわなくて納得してくれるんです。しかも面会時間は、月2回、金曜の夜から日曜の夜までの2泊3日が当たり前。週日は一緒にご飯を食べたり、学校の送り迎えもできるんです。一方の日本は、たとえ面会が実現したとしても月に1回、それも数時間が普通ですから、アメリカの30年前の状況ですら、私たちにはため息がかかるほどうらやましかつたんです(表1参照)」



棚瀬さんは84年に渡米してから現在まで、アメリカの事例を中心とした海外の離婚問題を研究。その結果「日本の離婚制度は100年以上遅れている」と結論づけた。

こうした離婚と子どもをめぐる状況も、国外に眼を轉じれば大きな違いを目にすることになる。

棚瀬さんは84年に渡米してからこれまで、アメリカの事例を中心とした海外の離婚問題を研究。その結果「日本の離婚制度は100年以上遅れている」と結論づけた。

「たとえば『父親と暮らしたいと言ひ出します』たら、私はあなたを見捨てますよ」と母親が言い続けたとします。そうすると子どもは、父親を見て『捨てられる!』という恐怖心を抱くようになつてしまふ。それまでよい思い出しかなかつた父親に対しても、もしそんなふうに条件づけをすれば、それ

表1. 別れた配偶者と子どもの面会状況—1997年6月に協議離婚した同居親の回答(日本)

面会頻度	別居父親	別居母親
ほとんど毎日	2.3	9.2
週1回程度	8.0	8.6
月1~2回	23.1	19.6
ほとんど会っていない	18.8	17.0
全く会わないが手紙や電話で交流あり	5.5	8.3
全く会わない	46.3	43.5
不詳	1.5	2.1

(出典)厚生省大臣官房統計情報部 1997.「人口動態社会経済面調査報告 離婚家庭の子ども」

アメリカでは、1984年~85年の時点で「70%~80%」の子どもが別居する親と隔週ごとの面会交流を行っている。休暇や特別な日における不規則な交流も含めれば「95%~97%」の高率だ。また、裁判所の提示する「相当なる面会交流頻度」は、「隔週末の金曜の夜から日曜の夜」「週日に夕食を一度」「主な祝日の半分」「夏季休暇中に数週間を過ごす」などとされる。

(参考文献)棚瀬一代「離婚で壊れる子どもたち」

だつたとする。しばらくして離婚が成立し、あなたが親権者になつたところで、相手に対する憎しみはなかなか消え去らないだろう。

そんな時、もし相手から「子どもに会いたい」と言われて、あなたは「ええ、どうぞ」と素直に応えらるだろか。むしろ「会わせてたまるか!」という気持ちが勝つてはしまわないだろうか。

日本の現状では、もし親権者のあなたが首を振らなければ、もう一方の親と子どもの面会はなかなか実現されない。たとえ虐待の危険性がなかつたとしてもだ。つまり、子どもの気持ちや相手の思いさえ無視すれば、いくらでも片親を疎外できてしまう。

「しかし、それはあくまで親の意思であつて、子どもの気持ちとは関係がありません。そうして両親の間に板ばさみになることが、離婚という事実それ以上に子どもを苦しめることになるわけです」

棚瀬さんは、強固に片親を遠ざける行為は「心理的な虐待にもあたる」と言い切る。

「たとえば『父親と暮らしたいと言ひ出します』たら、私はあなたを見捨てますよ」と母親が言い続けたとします。そうすると子どもは、父親を見て『捨てられる!』

という恐怖心を抱くようになつてしまふ。それまでよい思い出しかなかつた父親に対しても、もしそんなふうに条件づけをすれば、それ

は虐待以外の何ものでもあたる。そして片親から疎外された子どもへの影響は、10年後、20年後になつて現れることがある。

「子どもが物心ついて、自分がどういうことをされたのかを理解した時、母親に対する愛着を失つしまう場合があるんですね。この前は「20歳になるのを指折り数えて待つてゐるんだ」と言うお子さんがいました。「20歳になつたら家を出て、父親と失つた絆を築き直す。お母さんは捨てるんだ」つて。ですので、短期的な視点で片親を遠ざけることができたとしても、長期的に見れば、子どもから見離されてしまうことも起きてしまいます。それは親にとても不幸なことですし、そのあたりをみなさん、本当にわかつてほしいと思うんですよね」

「実は、日本と同じように単独親権制度をとつていていたアメリカでも、すでに1980年までの100年間、片親には隔週末の面会交流権が与えられていたんですね。それは法律で守られた権利であり、きちんと強制力を伴うものでした。そうすると『子どもが両親に会えるのはルールなんだから』と、9割ぐらいの人人が裁判所がかわらなくて納得してくれるんです。しかも面会時間は、月2回、金曜の夜から日曜の夜までの2泊3日が当たり前。週日は一緒にご飯を食べたり、学校の送り迎えもできるんです。一方の日本は、たとえ面会が実現したとしても月に1回、それも数時間が普通ですから、アメリカの30年前の状況ですら、私たちにはため息がかかるほどうらやましかつたんです(表1参照)」

棚瀬さんは84年に渡米してからこれまで、アメリカの事例を中心とした海外の離婚問題を研究。その結果「日本の離婚制度は100年以上遅れている」と結論づけた。

その発火点になつたのが、198

0年のカリフォルニア州による民法改正だ。この改正で前面に押し出されたのは、離婚後も両親ができるだけ子育てにかかわることが「共同養育」の考え方だった。

「アメリカでは70年代から大きな変化が始まつたんです。当時はフェミニストの運動が男性に平等な育児参加を求めていたことであつて、それに応えた男性たちは、離乳食をつくったり、子どもを寝かしつけたりと、以前より育児にかかわるようになつたんですね。ところが、離婚した途端に母親が親権をとつてしまい、父親には面会交流権のみで、子どもとは一緒に暮らせなくなつてしまふ。「それでは不平等だ。逆差別だ!」と父親たちが騒いだことがありました。

『母性優先原則』から「子どもの最善の利益」へ、判断の基準が変化が始まつたんです。当時は元夫婦が共同で子育てするなんて、そんなことはできないだらうと。ところが、現実には今の状況を先取りするように、共同子育てに取り組むバイオニアたちが存在したんですね。そうした元夫婦たちへのインタビュー調査が発表されて、『共同の子育てつて、こんなにうまくいくってんじゃない!』と誰もが驚いたんです。そうしたさまざまの要因が熟成して、80年のカリフォルニア州の民法改正につながり、やがて共同養育という考え方が全米に広まつていきました。

現在アメリカでは、離婚手続きを始める時「子どもとの面会交流はどうするのか?」「養育費はいくら払うのか?」など、子どもの養育計画をきちんと文書化し、それを裁判所が認めないかぎり離婚が成立しない。

2007年にはほぼ同様の法改正が韓国で行われ、未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合、裁判所のガイダンスと親教育プログラムでは「離婚が子どもに与える影響」「子どもの葛藤をい



わつたんですね」

「それから『離婚後に葛藤している親の両方が子どもにかかるのはまずい』という説も、當時は広く信じられていました。離婚後に元夫婦が共同で子育てるなんて、そんなことはできないだらうと。ところが、

現実には今の状況を先取りするように、共同子育てに取り組むバイオニアたちが存在したんですね。そうした元夫婦たちへのインタビュー調査が発表されて、『共同の子育てつて、こんなにうまくいくってんじゃない!』と誰もが驚いたんです。そうしたさまざまの要因が熟成して、80年のカリフォルニア州の民法改正につながり、やがて共同養育という考え方が全米に広まつていきました。

現在アメリカでは、離婚手続きを始める時「子どもとの面会交流はどうするのか?」「養育費はいくら払うのか?」など、子どもの

養育計画をきちんと文書化し、それを裁判所が認めないかぎり離婚が成立しない。

かに減らすか」などのアドバイスを受ける(表2参照)。

また、この時点での取り決められた養育費の支払いは強制力をもち、自發的に支払われない場合、給料から天引きすることも可能になる。すべては子どもの未来と、最善の利益を優先するためだ(ちなみに日本の養育費は、支払い率が19パーセントの低さにとどまっている)。

さらに欧米や韓国といった国々では、離婚の際に「単独親権」か「共同親権」を選べるようになつた。親教育プログラムでは「離婚が子どもに

が共同親権を選びます。共同親権というのは「子どもに何か大きな問題が生じた時、一緒に決定する権利」のこと。日常の細々とした決

定は一緒に暮らしている人が決めればいいのですが、大きな手術が必要であるとか、進学はどうするのかとか、そうした大きな問題への発言権が両方の親に保障されるわけです。そして法律上も子どもとの両親であり続けるわけですね。それは何より「自分が成人するまで親がきちんと責任をもち続けることを望んだ」という宣言ですので、子どもにとってはものすごくうれしいことです。日本でも、離婚後も共同教育を大原則とする法律で宣言し、面会交流権も法律に明記し、共同親権も選べるようにしていく必要があります」

棚瀬さんがアメリカへ最初に渡った頃、幼稚園で仲睦まじそうに話しているカップルを見かけたことがあります。実はそれが別れた元夫婦である。実はそれが別れた元夫婦であることを後から知った。

「最初はそれも『アメリカ人だからドライに割りきつて、一緒に子育てしているのかな?』と思つたんです。でも、それは違つたんですね。日本人もアメリカ人も、離婚後の複雑な気持ちで変わらないんですね。でも、どうして離婚後も協力して子育てを続けるかといえば、それは子どもの視点を失わなかつたからなんです。親が自分の気持ちだけを押し通せば、子どもが傷

つくことが見えてくる。お互いに葛藤を抱えつつも、子どものために共同の子育てを選択するんですよ」

何より親と自由に会えることは、子ども自身がもつ権利でもある。子どもの権利条約・第9条3項にも、それは高らかにうたわれている。

「今の社会はグローバル化し、多様な家族のあり方が認められてきてます。親も親で、自分が幸せだと思います。親も親で、自分が幸せだとと思う生き方をしていけばいいと私は思います。ですから、子どもがいた場合には、子どもも一人の個として認める必要があると思うんですね。離婚後に幸せになつている方つていうのは、そうやって子どもを一人の主体的な存在として認め、それを尊重した方たちのようになります。幸せになる離婚と不幸せになる離婚を分けるのは、そこではないでしょうか。離婚は夫婦の離縁ではあるけれど、親子の離縁ではないのですから」

### ③(土田朋水)

たなせ・かずよ  
1943年生まれ。神戸親和女子大学発達教育学部教授。心理臨床家。「離婚」「児童虐待」の問題を子どもの視点から研究。著書に「離婚で壊れる子どもたち」(光文社新書)、「クレイマー」以後—別れたあととの共同子育て」(筑摩書房)など。



『離婚で壊れる子どもたち』  
棚瀬 一代／光文社新書  
903円